

日本移植学会倫理委員会において非親族間の移植事例として検討が行われたもの

	年 度	H15	H16	H17	H18		H19		H20			H21		
腎 臓	番 号	1		2			3	4	5	6	7	8	9	10
	結果	抵触しない		抵触しない (条件付)			抵触しない (条件付)	抵触しない	差し戻し	抵触しない (条件付)	抵触しない (条件付)	抵触しない (条件付)	抵触しない (条件付)	抵触しない
肝 臓	番 号		1		2	3	4		5					
	結果		抵触しない		差し戻し	抵触しない	差し戻し		抵触しない					

	年 度	H22			H23			H24	H25	H26	H26	H26	H26	H27
腎 臓	番 号	11	12	13	14	15	16		17	18	19	20	21	22
	結果	抵触しない	抵触しない (条件付)	抵触しない	抵触しない	抵触しない (条件付)	抵触しない (条件付)		抵触しない	抵触しない (条件付)	抵触しない (条件付)	抵触しない (条件付)	抵触しない	抵触しない
肝 臓	番 号							6						
	結果							差し戻し						

	年 度	H27	H27	H28	H28									
腎 臓	番 号	23-1	23-2	24	25									
	結果	差し戻し	抵触しない	抵触しない	抵触しない									
肝 臓	番 号													
	結果													

#### 解説

- ・平成 15 年以降、日本移植学会倫理委員会では、非親族間移植事例に対して個別に検討し、当該施設が移植を検討するに当たって十分な資料に基づき、多面的な観点から検討が行われたか、検討の過程が適切に記録され、第三者の検証に耐えうるか、本倫理指針に抵触していないかを確認し、その見解を当該施設に伝えてています。平成 23 年度からは、非親族間移植に限定せず、この他、当該施設のみでは判断が困難であると考えられる場合には、当該施設は日本移植学会に意見を求めるることができます。
- ・非親族間移植を実施するにあたって、日本移植学会会員は倫理指針を順守する責務を有します。また、当該医療機関は、公的医療保険の適用を受ける条件として、日本移植学会倫理指針に基づいて実施しなければなりません。

#### 表の見方

- ・「抵触しない」は、日本移植学会の倫理指針の内容に抵触せず、その他の状況も適切であると判断したものです。
- ・「抵触しない（条件付）」は、おおむね上記を満たしますが、追加資料などにより確認が必要であると判断されたものです。
- ・「差し戻し」は、当該施設の倫理委員会での承認が得られていないなどの理由で、日本移植学会倫理委員会における検討の前提条件を満たしていないため、実質的な検討が行われなかつたものです。